

国立大学法人和歌山大学外国人教師退職手当規程

制 定 平成16年12月22日

法人和歌山大学規程第352号

最終改正 平成21年 3月24日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員退職手当規程附則第5条の規定に基づき、外国人教師として国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に勤務し、退職した者に対して退職手当を支給する場合の基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 外国人教師で本学から給与の支給を受ける者（以下「教師」という。）が退職したときは、この規程に従ってその者（死亡により退職したときはその遺族）に退職手当を支給することができる。

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号の一に該当するときは、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が3年未満で退職（死亡による退職を除く。）した場合
- (2) その者の非違により退職した場合
- (3) 教師を退職し、退職の日又はその翌日に再び教師となった場合

(普通退職の場合の退職手当)

第4条 第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき150分の60
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき150分の65
- (3) 21年以上35年以下の期間については、1年につき150分の70
- (4) 36年以上の期間については、1年につき150分の65

第5条 前条に規定する者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前条の規定にかかわらず、前条の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間3年以上5年以下の者 100分の50
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75

(傷病等により退職した場合の退職手当)

第6条 負傷、若しくは病気又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき150分の90
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき150分の105
- (3) 21年以上35年以下の期間については、1年につき150分の120
- (4) 36年以上の期間については、1年につき150分の105

(勤続期間の計算)

第7条 勤続期間の計算は、教師として引き続いた在職期間による。

外国人教師退職手当規程

2 前項の在職期間は、教師となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 第3条第3号に該当するときは、引き続き在職したものとみなす。

4 前2項により計算した在職期間に1年未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。ただし、在職期間が1年未満で死亡した場合は、これを1年とみなす。

(勤続期間の特例)

第8条 国立大学法人等成立の日（以下「成立日」という。）の前日に国立大学法人成立前の和歌山大学（以下「旧機関」という。）の外国人教師で、成立日から引き続き教師となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、旧機関の外国人教師としての引き続きいた在職期間を教師としての在職期間とみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 退職手当の支給を受ける遺族の範囲及び順位は、国立大学法人和歌山大学退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）の支給の例による。

(実施規定)

第10条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、退職手当規程の例による。

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第921号）

この改正規程は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年12月26日法律第95号）の施行の日から施行する。